

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社ミクシィ		コード	2121
提出日	2022/6/9	異動(予定)日	2022/6/28	
独立役員届出書の提出理由	独立社外取締役である志村直子氏、吉松加雄氏が退任するため。 藤田明久氏、長田有喜氏を独立社外取締役として新たに選任するため。 独立社外監査役である加藤季子氏が退任するため。			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当 なし
1	嶋 聡	社外取締役	○													△		有
2	藤田 明久	社外取締役	○												△		新任	有
3	長田 有喜	社外取締役	○													○	新任	有
4	若松 弘之	社外監査役	○													○		有
5	西村 裕一郎	社外監査役	○													○		有
6	上田 望美	社外監査役	○													○		有
7																		

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	社外取締役の嶋聡氏は、過去において、当社の取引先であるソフトバンク株式会社電通の業務執行に携わっていましたが、現在は同社の業務執行に携わっていません。	嶋聡氏は、衆議院議員としての経験を有しているほか、これまでの経歴から企業活動に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。そのことにより、当社グループの経営事項の決定及び業務執行等の監督について、適切な役割を果たしています。当社グループのさらなる成長のため、同氏のこれらの経験と知見を活かし、取締役会の機能強化、特に経営戦略の策定、M&A・PMIに関する提言、コーポレート・ガバナンス推進及び業務執行等の監督を行う役割を期待し、社外取締役に選任しております。 同氏は、東京証券取引所が確保を義務付ける独立役員の属性として、取引所が規定する項目のいずれにも該当しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員に指定しております。
2	社外取締役の藤田明久氏は、過去において、当社の主要な取引先である株式会社電通の業務執行に携わっていましたが、現在は同社の業務執行に携わっていません。	藤田明久氏は、広告事業・デジタルメディア事業及び観光関連事業等において経営者として企業経営に従事し、これまでの経歴から企業活動に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。そのことにより、当社グループの経営事項の決定及び業務執行の監督等について、適切な役割を果たせるものと判断しています。当社グループのさらなる成長のために、同氏のこれらの経験と知見を活かし、取締役会の機能強化、特に経営戦略の策定、事業戦略・マーケティング戦略面からの経営推進、M&A・PMIに関する提言、コーポレート・ガバナンス推進及び業務執行等の監督を行う役割を期待し、社外取締役に選任しております。 同氏は、東京証券取引所が確保を義務付ける独立役員の属性として、取引所が規定する項目のいずれにも該当しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員に指定しております。
3	—	長田有喜氏は、企業ブランディング、グローバルビジネスやマーケティングに関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。そのことにより、当社グループの経営事項の決定及び業務執行等の監督につき、十分な役割を果たせるものと判断しています。当社取締役会といたしましては、当社グループのさらなる成長のため、同氏のこれらの経験と知見を活かし、取締役会の機能強化、特に事業戦略・マーケティング戦略面からの経営推進、広報面でのリスクマネジメント推進、コーポレート・ガバナンス推進及び業務執行等の監督と助言を行う役割を期待し、社外取締役に選任しております。 同氏は、東京証券取引所が確保を義務付ける独立役員の属性として、取引所が規定する項目のいずれにも該当しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員に指定しております。
4	—	公認会計士及び税理士としての専門的知識や経験を当社の監査に活かすことが可能であると考え、社外監査役として選任しております。 同氏は、東京証券取引所が確保を義務付ける独立役員の属性として、取引所が規定する項目のいずれにも該当しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員に指定しております。
5	—	自動車メーカーおよび自動車部品メーカーでの職務を通じ、人事・総務領域での知識・経験等を有しており、同氏のこれらの経験を当社の監査体制の強化に活かすため、社外監査役として選任しております。 同氏は、東京証券取引所が確保を義務付ける独立役員の属性として、取引所が規定する項目のいずれにも該当しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員に指定しております。
6	—	弁護士として培われた専門的な知識や経験を有しており、同氏のこれらの経験を当社の監査体制の強化に活かすため、社外監査役として選任しております。 同氏は、東京証券取引所が確保を義務付ける独立役員の属性として、取引所が規定する項目のいずれにも該当しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員に指定しております。

4. 補足説明

--

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
 - 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
 - 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - 上場会社の取引先(「f」及び「h」のいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- 以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近視者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。